

メロン産地新市場開拓チャレンジ事業実施要領

第1 趣 旨

本県は全国一のメロン生産量を誇り、東京都中央卸売市場の平均単価及びメロン経営所得は上昇傾向となっている一方、作付面積は過去10年で2割ほど減少している。

このため県では、メロン産地のさらなる振興を図り、日本一のメロン生産県の地位を確固たるものとするため、贈答用市場の開拓に新たにチャレンジするなど付加価値向上に向けた産地の取組を支援することとする。

また、輸出による中長期的な産地の発展のため、海外マーケットに対応したや流通販売時のロス率低減のための取組を支援する。

第2 事業の内容等

別表1および別表2のとおりとする。

第3 事業の実施方針

本事業は、地域の実情に応じつつ、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、メロン産地新市場開拓チャレンジ事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、様式1により知事に申請するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体等から提出された事業実施計画について十分審査を行うとともに、事業実施計画が適正と認められるときは、様式2により承認するものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更については、前1項及び2項に準じて行うものとし、重要な変更とは下記（1）から（3）のとおりとする。
 - （1）事業実施主体の変更
 - （2）施行箇所又は設置場所の変更
 - （3）事業費の30%を超える増減

第5 事業の推進指導体制

県は、地域の実態に即し、かつ農業者の自主性と創意工夫を活かしつつ、メロン産地新市場開拓チャレンジ事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業関係各課、農林事務所、試験研究機関等が相互に連携を図り、農協等農業団体との密接な連携のもと、事業の実施について推進指導にあたるものとする。

また、各農林事務所においては、地域農業改革推進会議、市町村、農協、土地改良区等農業団体と連携を図り、推進指導にあたるものとする。

第6 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から3年間（目標年度まで）、毎年度5月末日までに、当該年度における事業の実施状況報告書（様式3）を作成し、知事に事業成果を報告するものとする。

- 2 様式3の提出を受けた知事は、その内容及び目標の達成状況について評価し、その評価結果が著しく低いなど、別途対策を講じる必要がある場合には、事業実施主体を指導するものとする。

第7 助成措置

知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成措置を講ずるものとする。

第8 効果的な事業の実施及び適切な執行の確保

- 1 県は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認めるときは、この要領の執行に必要な限度において、事業実施主体に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導及び助言を行うことができる。
- 2 県は、事業実施主体に対し、事業の効果等を検証することを目的として、必要な資料の提供、調査、報告その他協力を求めるとともに、必要な措置を講ずることができる。
- 3 事業実施主体は、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合はそれらの制度を優先的に活用することとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

付則

- 1 この実施要領は、令和5年11月1日から施行する

メロン産地新市場開拓チャレンジ事業実施要領の運用について

メロン産地新市場開拓チャレンジ事業実施要領（以下「要領」という。）の運用について、同要領第9の規定に基づき、以下のとおり定める。

第1 実施基準

- (1) 事業実施主体は農家戸数3戸以上で組織される集団であること。
- (2) 事業実施主体又は受益者には、農業基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条第1項に規定する認定農業者、または事業実施年度内に認定農業者になることが確実と認められる者が必ず含まれていることとする。
- (3) 事業の主たる受益地は、原則として「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1条に基づく農業振興地域の農用地区域内であること。
- (4) 本事業における補助対象機械・施設は、別表2のとおりとする。
- (5) 本事業は収益性の高いモデル的な担い手農家をより多く育成し、他の担い手農家への横展開を図ることを目的としていることに鑑み、導入した機械・施設に係る視察や研修等の受け入れについては積極的に協力すること。
- (6) その他事業内容による機械・施設の導入にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 補助対象とする機械・施設は、新品のもの又は新設、新築によるもののほか、既存の機械施設や資材の有効利用の観点及び地域の実情から見て適当と認められる場合は、中古機械、古材の利用によるもの、また、増築、併設等を含むことができる。ただし、この場合、事業の効果を確保するうえで不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
 - イ 事業実施主体は、機械・施設の効率的利用が図られるよう、利用管理等に関する規定を定め、利用計画を策定するとともに、作業日誌、利用簿等必要な帳簿を備えておくものとする。
 - ウ 機械・施設には、事業名、実施年度及び事業実施主体等を明記するものとする。
 - エ 事業実施主体は、機械・施設の整備を行う場合には、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率や費用対効果等について十分に検討すること。
 - オ 土地改良事業計画区域及び実施中の区域における施設の整備については、関係農林事務所（土地改良部門）等と調整が済んでいること。
 - キ パイプハウスの設置等を行う場合においては、耐風速36m/s以上のパイプハウス（強靱化ハウス）を補助対象とする。なお、「自然災害に強い施設園芸用ハウス整備に向けた指針」（平成28年4月策定）、「茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアル」（令和2年10月策定）等を参考に、風、雪に対するパイプハウスの強度対策を実施することで、災害被害の未然防止に努めること。また、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、国の共済制度（加入できない場合においては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする））に加入すること。

第2 事業実施状況等の報告

知事は、要領第6の1により事業実施状況報告を受けた場合には、内容を確認し、計画の実績が目標に著しく到達しない場合には、改善計画書を提出させるとともに、必要に応じ改善に向けた指導を行う。